赤穂市告示第５６号

赤穂市中広東沖土地区画整理事業の事業計画の縦覧について

赤穂市中広東沖土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第２０条第１項の規定により下記のとおり公衆の縦覧に供するので、同法施行令（昭和３０年政令第４７号）第３条の規定により公告します。

なお、当該事業計画について意見のある利害関係者（当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は水面について権利を有する者）は、同法第２０条第２項の規定により令和８年１２月２日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができます。

令和８年１１月２日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

記

１　縦覧場所　　赤穂市建設部区画整理課（赤穂市役所２階）及び市ホームページ

２　縦覧期間　　令和８年１１月５日（木）から同月１８日（水）まで

３　縦覧時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで